

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和5年7月10日（月曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時55分 休憩

委員派遣後、会議を開かず

## 付託事件

### (1) 所管事務調査

#### 1 本日の会議に付した事件

(1) 各課の事務分掌及び令和5年度主要事務事業の概要について

#### (2) 報告事項

① 水戸市営住宅等指定管理者の公募について

(住宅政策課)

② 市営住宅明渡等請求訴訟事件の判決について

(住宅政策課)

③ 水戸市民会館費用支出差止等請求住民訴訟事件の判決について

(泉町周辺地区開発事務所)

#### (3) 所管施設視察

#### 2 出席委員（6名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	森 正 慶 君
委員	池 田 悠 紀 君	委員	田 中 真 己 君
委員	田 口 文 明 君	委員	松 本 勝 久 君

#### 3 欠席委員（なし）

#### 4 委員外議員出席者（なし）

#### 5 説明のため出席した者の職、氏名

建設部長	大 和 直 文 君	建設部技監兼 建設計画課長	上 田 航 君
建設部技監兼 道路建設課長	有 金 正 義 君	建設部技監兼 河川都市排水 課 長	大 山 裕 己 君
建設部技監兼 内原建設事務 所 長	谷 萩 幸 治 君	道路管理課長	丹 治 雅 人 君
生活道路整備 課 長	小 田 博 之 君	建築課長	大 和 田 聡 君
土木補修事務 所 長	高 根 尚 久 君		
都市計画部長	太 田 達 彦 君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 森 幹 司 君

都市計画課長	平	澤	俊	之	君	建築指導課長	井	原	孝	志	君
公園緑地課長	鶴	井	昭	宏	君	市街地整備課長	小	田	切	幸	司
住宅政策課長	潮	田	修	一	君						
上下水道事業 管 理 者	荒	井		宰	君						
水 道 部 長	坪		貴	之	君	水道部参事兼 経 理 課 長	梶	山		哲	君
水道部技監兼 水道整備課長	杉	山	健	一	君	水道総務課長	畑	岡	正	彦	君
給 水 課 長	川	野	輪	俊	光	君	浄水管理事務 所 長	林		忠	勝
下 水 道 部 長	松	葉	光	隆	君	下水道部技監兼 下水道整備課長	川	又	弘	一	君
下水道総務課長	大	谷		俊	君	下水道計画課長	久	木	崎		隆
下水道施設 管理事務所長	渡	邊	基	弘	君						

6 事務局職員出席者

法制調査係長	武	田	侑	未	子	君	書 記	昆		節	夫	君
--------	---	---	---	---	---	---	-----	---	--	---	---	---

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

初めに、各課の事務分掌及び令和5年度主要事務事業の概要について、順次説明をお願いいたします。

それでは、建設部から順番をお願いいたします。

○大和建设部長 おはようございます。

それでは、建設部の事務分掌及び令和5年度の主要事務事業の概要について御説明をいたします。

建設部提出資料の1ページをお開き願います。

建設部の事務分掌につきましては、道路、河川、その他土木に関すること及び建築工事に関することとなっております。

詳細につきましては、1ページから3ページに記載のとおりでございます。

また、組織体制につきましては、全体で6課、2事務所、24係となっております。職員定数135名で事務執行に当たっております。

各主要事務事業につきましては、各所管の課長より御説明をいたします。

○綿引委員長 着座でいいですよ。

○上田建設部技監兼建設計画課長 すみません。着座で失礼いたします。

4ページをお開き願います。

建設部建設計画課提出の令和5年度主要事務事業の概要について御説明をいたします。

まず、最上段の左から事務事業名、右に向かって予算額（千円）、事業の概要の順に説明をいたします。

まず1、部内の予算管理につきましては、建設部6つの課と2つの事務所の予算につきまして、市の財務上の執行決定伺票や最後の支払い事務のほか、契約変更等に係る契約手続など予算執行に当たって必要な書類の作成について、建設計画課が行い、部内で予算の執行管理などを行っているものでございます。

次の2、各種事業の調整につきましては、建設部各課・所の様々な事業が円滑に進められるよう、市道認定や狭あい道路整備事業など、事前に地域住民や関係機関と調整を図るほか、市として事業化、予算化されるまでの道筋をつける調整をしております。

あわせて、国や県が実施する事業についても、全てではございませんが、関係する市として調整を行うことなどもございます。

3の水戸市雨水排水施設整備プログラムの推進及び次期計画に向けた調整につきましては、いわゆるお水対策となりますが、昨今の局地的な集中豪雨や宅地化に伴う緑地の減少に伴いまして、道路や一部の家屋などに浸水被害が発生しております。その早期軽減を図るため、平成27年度に当プログラムを作成し、様々な事業を推進したところでございます。

今年度はその施策の事業評価を行い、あわせて次期プログラムの策定に向けた検討を行うとともに、関係部署との調整を図っているところでございます。

当課の説明は以上でございます。

○丹治道路管理課長 続きまして、道路管理課の主要事務事業の概要について御説明いたします。

お手元の資料、5ページ目を御覧ください。

まず、1番及び3番から5番の項目についてでございますが、市が管理する道路及び橋りょうに対し、日常の維持管理を行いますとともに、法律等に基づく定期点検及び補修修繕を行っているものでございます。

道路及び橋りょうに関しましては、近年の老朽化の進行等を踏まえまして、長寿命化修繕計画を策定し、計画的な補修修繕を進めているところでございます。

2番の道路台帳整備につきましては、道路台帳やデータベース等を整理し、道路、橋りょう及び附属物の財産管理を行っているものでございます。

最後6番の交通安全施設整備につきましては、警察署や地域と連携しまして、区域を定めて通学路や生活道路において各種路面標示やイメージハンプ、ポストコーンなどを設置しまして、車の走行速度や通り抜けを抑制し、歩行者や自転車などの通行の安全な確保を図るものでございます。

説明は以上でございます。

○有金建設部技監兼道路建設課長 道路建設課の令和5年度主要事務事業の概要について御説明いたします。

資料の6ページを御覧ください。

道路建設課では、主に幹線系統の道路事業を行っておりまして、街路整備事業、道路新設改良事業、交通安全施設整備事業、橋りょう新設改良事業を担当しております。

1の国補街路整備事業につきましては、都市計画道路の整備を行っておりまして、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）ほか2路線の工事、その他用地補償及び補償調査の委託を行ってまいります。

2の単市街路整備事業につきましては、街路整備事業を進めるために必要な附帯工事のほか土地評価や補償調査等を行うもので、国補の条件に該当しない関連事業等を行うものでございます。

3の道路新設改良事業につきましては、上大野185号線ほか12路線につきまして、工事、設計、測量の委託及び用地補償を実施してまいります。

4の交通安全施設整備事業につきましては、常澄8-2203号線ほか9路線につきまして、道路に歩道を設置するために工事、設計、測量の委託を行ってまいります。

5の橋りょう新設改良事業につきましては、橋りょうの点検結果に基づきまして、新北川橋ほか5橋の長寿命化修繕工事及び設計委託を行ってまいります。

なお、道路建設課の主要事業箇所図を資料の12ページから15ページに記載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上です。

○小田生活道路整備課長 続きまして、7ページを御覧願います。

生活道路整備課の令和5年度主要事務事業につきまして御説明いたします。

生活道路整備課につきましては、市民要望の多い狭あい道路整備をはじめ、生活に密着した道路の整備を担当しております。

1の狭あい道路及び後退敷地整備事業につきましては、幅員が4メートルに満たない市道におきまして、

後退敷地等の取得により道路を拡幅整備する国の補助事業でございます。今年度は11路線、1,824メートルの工事を進めるとともに、用地補償、設計、測量等を実施してまいります。

次に、2の側溝新設改良事業につきましては、側溝が未整備で4メートル以上ある市道において、側溝等の新設改良を行う事業で、今年度は9路線、930メートルの工事等を実施してまいります。

次に、3の認定外道路整備事業につきましては、幅員1.8メートル以上で、未舗装の認定外道路につきまして舗装整備を行うもので、今年度は10路線、927メートルの工事等を実施してまいります。

なお、詳細な整備事業箇所につきましては、16ページから18ページまでの事業箇所図をお目通し願います。

説明は以上でございます。

**○大山建設部技監兼河川都市排水課長** 続きまして、河川都市排水課の令和5年度の主要事務事業の概要につきまして御説明いたします。

8ページをお開き願います。

河川都市排水課におきましては、準用河川、排水路及び都市下水路の整備並びに管理を所管してまいります。

1の河川維持管理につきましては、準用河川修繕工事のほか、河川敷の除草など準用河川の維持管理を行うものでございます。

2の排水路整備事業につきましては、市街化調整区域の雨水排除を目的として、8路線、延長860メートルの排水路整備を行うほか、吉沢町、住吉町、第二調整池などの3路線について用地取得を進めてまいります。

3の排水路維持管理につきましては、排水路修繕工事のほか、調整池の除草など既存排水路の維持管理を行うものでございます。

4の河川改良事業につきましては、準用河川の改修や河道に堆積した土砂のしゅんせつを行うものでございまして、今年度は狭間川の延長730メートルの区間についてしゅんせつを行ってまいります。

5の都市下水路整備事業につきましては、市街化区域の雨水排除を目的として、5路線、延長730メートルの都市下水路整備を行うほか、3路線について詳細設計などの委託を進めてまいります。

6の都市下水路維持管理につきましては、都市下水路修繕工事のほか、調整池の除草など既存都市下水路の維持管理を行うものでございます。

なお、河川都市排水課の主要事業箇所図を19ページから21ページに添付してございますので、お目通しくださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

**○大和田建築課長** 続きまして、建築課の主要事務事業の概要につきまして御説明いたします。

建設部資料の9ページを御参照願います。

建築課では、主に各課からの受託業務を行っております。本年度当初の受託件数は、工事が112件、設計等委託が25件、合計で137件となっております。種目ごとの内訳は記載のとおりでございます。

主な工事といたしましては、渡里市民センター長寿命化改修工事や南消防署緑岡出張所改築工事、水戸市

立石川小学校長寿命化改良工事などでございます。また、主な設計等委託といたしましては、吉田市民センター長寿命化改修実施設計委託や水戸市立妻里小学校長寿命化改良実施設計委託などでございます。

説明は以上でございます。

**○高根土木補修事務所長** 続きまして、土木補修事務所の主要事務事業の概要について説明させていただきます。

お手元にあります資料10ページをお開きください。

土木補修事務所では、市民から多数寄せられる道路の維持管理に関する要望や急を要する不測の事態に対応することを主体として、道路、橋りょう、普通河川の修繕工事に関わる設計、施工及び直営補修を所掌してございます。

1の舗装道路維持補修につきましては、舗装補修工事をはじめ、側溝修繕等、記載の業務を行うものであります。

2の側溝新設改良事業につきましては、集水ます等の新設を行うものであります。

3の舗装新設事業につきましては、未舗装道路の舗装を行うものであります。

4の交通安全施設整備事業につきましては、街路灯の設置をはじめ、カーブミラー及びガードレール等の設置を行うものであります。

5の交通安全施設維持につきましては、区画線の標示をはじめ、市道敷等に繁茂する草木の除草及び街路樹の管理を行うものであります。

6の橋りょう維持につきましては、河川敷占用橋りょうに関わる除草委託であります。

7の河川維持につきましては、普通河川区域の除草であります。

なお、今御説明させていただきました作業箇所図につきましては、お手元の資料22ページに記載してございますので、後ほどお目通しください。

説明は以上でございます。

**○谷萩建設部技監兼内原建設事務所長** 続きまして、11ページをお開きください。

内原建設事務所の令和5年度主要事務事業について御説明いたします。あわせて、23ページの主要事業箇所図を御参照願います。

内原建設事務所につきましては、内原地区における道路等の維持補修事業及び道路新設改良事業などを担当しております。

1の舗装道維持補修事業につきましては、5路線の工事を進めるとともに、道路維持補修などの業務委託を行うものでございます。

2の交通安全施設維持事業につきましては、区画線の設置工事をはじめ、道路敷の除草委託を行うものでございます。

3の橋りょう維持事業につきましては、橋りょうの長寿命化のため、修繕工事を行うものでございます。

4の道路新設改良事業につきましては、6路線の工事を進めるとともに、委託及び用地取得を行うものでございます。

5の舗装新設事業につきましては、未舗装道路の舗装工事を行うものでございます。

6の交通安全施設整備事業につきましては、安全対策のため、カーブミラーやガードレールの設置工事を行うものでございます。

7の都市下水路整備事業につきましては、内原駅北調整池の土砂しゅんせつを業務委託するものでございます。

8の都市下水路維持管理事業につきましては、調整池のポンプの定期的な点検を業務委託するものでございます。

説明は以上でございます。

**○太田都市計画部長** 続きまして、都市計画部の事務分掌及び主要事務事業の概要について御説明いたします。

都市計画部提出資料の1ページをお開き願います。

都市計画部の事務分掌につきましては、1ページから3ページに記載のとおりでございます。

また、組織体制につきましては、部全体で5課、1所、17係、職員定数83名の体制で事務執行に当たっております。

それでは、主要事務事業の概要につきまして、各所管の課長より御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

**○平澤都市計画課長** それでは、都市計画部各課の主要事務事業について説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

まず初めに、都市計画課でございますが、部内全体の予算調整、経理のほか、都市計画の決定、変更に関すること、まちづくりに関する計画の策定、都市景観、屋外広告物の指導等に関することなどを行っております。

資料の4ページをお開き願います。

都市計画課の主要事務事業でございますが、令和5年度の予算額につきましては記載のとおりとなっております。

各主要事務事業の概要につきまして、まず1の水戸市都市計画マスタープラン（第3次）策定及び水戸市立地適正化計画（第2次）策定業務につきましては、現行の水戸市都市計画マスタープラン及び水戸市立地適正化計画につきまして、社会情勢等の変化、本市の現況、市総合計画等の上位計画及び関連計画等を踏まえ、次期計画の策定を行うものでございます。

次に、2の水戸駅北口駅前広場バリアフリー環境整備事業につきましては、水戸駅北口ペDESTリアンデッキにおけるバリアフリー改修事業のために必要となるデッキの柱補強工事を行うものでございます。

続きまして、3の屋外広告物関係業務につきましては、水戸市屋外広告物条例に基づく規制、誘導や、違反広告物の撤去などを行うものでございます。

4の都市景観形成事業につきましては、優れた都市景観づくりを行う地区を都市景観重点地区に指定しまして、都市景観基準に適合する行為に補助を行うものでございます。資料下段に記載の2地区が対象となっております。

以上でございます。

○井原建築指導課長 続きまして、建築指導課から御説明いたします。

当課では、主に建築物の建築や宅地の開発の際に必要な建築基準法や都市計画法に基づく許認可、その他関連する法令に基づく申請や届出の審査、また建築物の耐震化の支援等を行っております。

資料の5ページから6ページをお願いいたします。

主要事務事業の説明をいたします。

1の建築の確認及び開発行為の許可についてですが、それぞれ建築工事や宅地開発工事の着手前に必要な手続として法令に定められているものでございます。それらをはじめ、所管する法令に基づく申請や届出の審査を行っております。

次に、2の木造住宅耐震診断士派遣業務委託でございますが、こちらは昭和56年5月31日以前に施工された旧耐震基準の木造住宅を対象に耐震診断士を派遣する事業でございます。利用する方は5,000円の自己負担で耐震診断を受けられるものでございます。

続きまして、3の木造住宅耐震改修補助事業でございますが、こちらは耐震診断の結果、耐震性が不足していた木造住宅を対象として、耐震補強設計及び耐震改修工事に対する補助を行う事業でございます。補助額は、耐震補強設計の場合は、当該設計費用の2分の1以内で限度額が10万円、耐震改修工事の場合は、当該工事費用の23%以内で限度額50万円、また、耐震補強設計及び耐震改修工事を一体的に実施した場合、当該工事費用の5分の4以内で限度額100万円を補助することとしております。

次に、4の大規模建築物等耐震診断補助事業（特定建築物）でございますが、こちらは耐震改修促進法に規定される一定規模以上の旧耐震基準の建築物を対象として、耐震診断に対する補助を行う事業でございます。補助額につきましては、耐震診断に要する費用の3分の2以内とし限度額を250万円としております。

続きまして、6ページでございますが、5の大規模建築物等耐震診断補助事業（通行障害既存耐震不適格建築物）でございます。こちらは、地震時に通行を確保すべき道路として茨城県が指定した道路の沿道にあって、地震で倒壊した場合に道路を閉塞するおそれのある旧耐震基準の建築物の耐震診断に対する補助を行う事業でございます。床面積に応じた限度額がございますが、原則的に耐震診断に要する費用を補助するものとしております。

次に、6の危険ブロック塀等撤去補助事業でございますが、こちらは通学路に面するブロック塀等で、その安全性が確認できないものの撤去工事に対して補助を行う事業でございます。補助額につきましては、工事費用の3分の2以内で限度額を20万円としております。

建築指導課の説明は以上でございます。

○鶴井公園緑地課長 続きまして、公園緑地課でございます。よろしくお願いたします。

公園緑地課では、公園の計画や整備のほか管理運営、また緑化の推進、保全などを行っております。

資料7ページをお願いいたします。

公園緑地課の主要事務事業の概要につきまして、資料に基づき御説明いたします。

主要事務事業の令和5年度予算額については、記載のとおりとなっております。

主要事務事業の概要のうち、1の公園等管理事業につきましては、都市公園134か所、児童遊園307か所の管理等について、指定管理者の一般財団法人水戸市公園協会へ委託している事業のほか、逆川

緑地樹林や備前掘導水などの管理業務委託を行うものでございます。

次に、2の国補公園建設事業と3の単市公園建設事業につきましては、千波公園や（仮称）東部公園をはじめとする各都市公園の施設整備や長寿命化対策の工事及び設計委託などを行うものでございます。

次に、4の千波湖浄化事業につきましては、那珂川の清浄水を千波湖に導水し水質改善を図るため、施設整備を実施するものでございます。その他関連施設の維持管理などを行っております。

次に、5の緑化推進対策事業につきましては、保存樹、保存樹林地、保存生け垣の指定、管理や、生け垣設置奨励、市民団体活動への補助、イベントの実施など、緑化推進及び啓発を促す事業でございます。

なお、次ページに事業箇所図を掲載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

**○小田切市街地整備課長** 続きまして、市街地整備課から主要事務事業の概要について御説明いたします。

市街地整備課においては、中心市街地の道路景観整備に関する事、市街地再開発事業の指導等に関する事、東前第二土地区画整理事業に関する事、内原駅南口周辺地区整備に関する事などを所管しております。

資料の9ページをお願いいたします。

主要事務事業の令和5年度予算額については、記載のとおりとなっております。

1の市街地整備推進事業につきましては、偕楽園・常磐神社周辺道路拡幅整備事業として、常磐神社東側にある市道上市228号線の拡幅工事を行うものでございます。

2の水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業につきましては、水戸駅北口のリヴィン水戸店跡地及びその周辺において組合施工で進められている市街地再開発事業に対する支援を行うものでございます。主な用途は、商業、業務、住宅などです。令和5年度は建物解体工事に対する補助を予定しております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

3の東前第二土地区画整理事業につきましては、良好な住環境の整備を図るため、区画整理事業を行うものでございます。

4の内原駅周辺地区整備事業につきましては、拠点機能の充実を図るため、昨年度供用開始しました内原駅の橋上駅舎南北自由通路に続き、内原駅北側自由通路の整備を行うものでございます。

なお、11ページから13ページにかけまして事業箇所図を掲載しておりますので、御参照願います。

市街地整備課からの説明は以上となります。

**○潮田住宅政策課長** 続きまして、住宅政策課でございます。よろしくをお願いいたします。

住宅政策課では、住宅政策に関する事、市営住宅の管理、整備計画に関する事などを行っております。

14ページをお開き願います。

主要事務事業の令和5年度予算額は、記載のとおりとなっております。

初めに1、子育てまちなか住宅取得事業につきましては、子育て世帯のまちなかへの定住を促進し、まちなかのにぎわいを創出するものでありまして、対象区域内で住宅を取得した場合、補助金を交付いたします。補助基本額は、住宅及び土地の取得額の2%以内で限度額30万円、加算額といたしまして、同居する2人目以降の中学生以下の子ども1人につき10万円、空き地、中古住宅を取得した場合は10万円、市外から

転入した場合は10万円を基本額に合算いたします。

次に、2の移住支援事業につきましては、移住支援などに伴う経済的負担を軽減することにより、東京圏からの移住を促進することを目的とするものでございます。支援金額は、単身で移住の場合は60万円、世帯での移住の場合は100万円で、18歳未満の子どもを帯同して移住した場合は子ども1人につき100万円を加算いたします。

次に、安心住宅リフォーム支援事業につきましては、将来にわたり安心して住み続けることができる住まいづくりのため、既存住宅ストックの活用による住環境の向上及び地域経済の振興を図るものでございます。基本工事等の経費の一部を支援するものとし、リフォーム工事を実施した場合に、工事費の10%以内で最大10万円の補助金を交付いたします。

次に4、公営住宅長寿命化型改修事業につきましては、既存の公営住宅の安全性の向上等のほか、長寿命化に向けた修繕工事を実施するものでありまして、本年度は屋根・外壁改修のほか、給水管改修及び昇降機改修等を行うものでございます。

16ページから17ページに施工箇所図を記載しておりますので、御参照願います。

次に、5の市営住宅の管理運營業務につきましては、市が設置する市営住宅等について、指定管理者である一般財団法人茨城県住宅管理センターが管理運営を行うものでございます。

住宅政策課からの説明は以上でございます。

**○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長** 続きまして、泉町周辺地区開発事務所のほうから説明をさせていただきます。

泉町周辺地区開発事務所では、再開発事業の指導、監督、道路などの整備に関することや、泉町周辺地区のまちづくりに関することなどを行ってございます。

資料の18ページ目を御覧ください。

主要の事業としては、泉町1丁目広小路地区優良建築物等整備事業を行っており、優良建築物整備事業により市街地環境を整備するとともに、中心市街地の活性化やまちなかへの定住促進を図るものでございます。

場所につきましては、右側の19ページの事業箇所図で赤色に着色したエリアでございます。

令和5年度につきましては、建築工事の予定となっております。

説明は以上でございます。

**○坏水道部長** 続きまして、水道部の事務分掌につきましては、上下水道局水道部提出資料の1ページから2ページに記載しております。

組織構成は、水道総務課、経理課、水道整備課、給水課、浄水管理事務所の4課、1所、17係となっており、職員定数114人の体制で事務に当たっております。

令和5年度主要事務事業の概要につきましては、各所管の課長から御説明いたします。

**○畑岡水道総務課長** 続きまして、水道部におきます令和5年度主要事務事業の概要について御説明いたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、資料の3ページをお開き願います。

1, 事業の概要につきましては、令和5年度当初予算で定めたものでございます。

給水件数は14万2,306件、人口に対します給水普及率は99.4%,年間総配水量は3,114万336立方メートル、1日平均配水量は8万5,083立方メートルを予定してございます。

○**杉山水道部技監兼水道整備課長** 続きまして、2,水道施設耐震化等事業につきまして御説明いたします。

事業の担当課は、水道整備課と浄水管理事務所でございます。

予算額につきましては、記載のとおりでございます。

事業の概要でございますが、地震などの災害時における飲料水や生活水の確保を図るため、基幹管路や主要管路を含む配水管の耐震化及び浄水施設の耐震化などを推進するものでございます。

最初に、水道整備課所管分につきまして御説明いたします。

配水管耐震化工事及び配水管布設替え設計委託を行うものでございます。

○**林浄水管理事務所長** 続いて、浄水管理事務所所管分について御説明いたします。

浄水管理事務所では、楮川浄水場浄水池耐震補強工事など計3件の施設の耐震化事業を予定しております。

○**杉山水道部技監兼水道整備課長** 続きまして、3,老朽施設更新事業につきまして御説明いたします。

事業の担当課は、水道整備課と浄水管理事務所でございます。

予算額につきましては、記載のとおりでございます。

事業の概要でございますが、経年劣化が進む管路及び浄水施設の更新を実施するものでございます。

最初に、水道整備課所管分につきまして御説明いたします。

老朽管更新工事、石綿セメント管更新工事、配水管布設替え設計委託を行うものでございます。

○**林浄水管理事務所長** 続いて、浄水管理事務所所管分について御説明いたします。

老朽浄水施設更新として、開江浄水場薬品注入施設取替え工事など、工事6件、設計3件を予定してございます。

○**川野輪給水課長** 続きまして、4ページをお開き願います。

4,有収率向上対策事業につきまして、給水課から御説明いたします。

発見困難な水道管路の地下漏水を定期的に調査することにより、地下漏水の早期発見、漏水箇所の特定及び管路修繕を実施し、無効水量の低減に努めながら、有収率の向上を図るものでございます。

続きまして、5,鉛製給水管解消対策事業につきまして御説明いたします。

平成2年度まで使用された鉛製給水管からの鉛溶出による水質リスクを解消し、より安全、安心な水道水の供給をするものでございます。

5ページ目は、水道事業施工予定箇所の箇所図となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

水道部における令和5年度主要事務事業の概要の説明は以上でございます。

○**松葉下水道部長** 続きまして、下水道部の事務事業につきまして御説明いたします。

下水道部提出資料の1ページをお開き願います。

下水道部の事務分掌は1ページ及び2ページに記載のとおりでございます。全体で3課、1事務所、13係、職員定数64名の体制で事務執行に当たっております。

令和5年度主要事務事業につきましては、各所管の課長より御説明いたします。

○大谷下水道総務課長 続きまして、3ページをお開き願います。

下水道部の令和5年度の主要事務事業につきまして御説明いたします。

着座にて失礼いたします。

事務事業名1、事業の概要につきましては、令和5年度当初予算で業務の予定量として定めたものでございます。

公共下水道と農業集落排水をあわせた処理区域内人口は22万7,348人、年間総処理水量は3,147万491立方メートル、1日平均処理水量は8万5,993立方メートルを予定しております。

○川又下水道部技監兼下水道整備課長 続きまして、事務事業名2、管渠建設改良事業について御説明いたします。

事業の概要欄に記載の公共につきましては、水戸市浄化センターを終末処理場とする単独公共下水道でございます。

整備概要といたしましては、河和田第6幹線などの幹線工事、また桜川処理分区などの枝線工事、さらには新荘第1排水区貯留施設設置工事などを行うものでございます。

次に、流域につきましては、那珂久慈浄化センターを終末処理場とする流域関連公共下水道であり、逆川第1処理分区の枝線工事などを行うものでございます。

次に、内原地区につきましては、内原浄化センターを終末処理場とする単独公共下水道であり、杉崎処理分区の枝線工事などを行うものでございます。

次に、特環につきましては、水府・青柳浄化センターを終末処理場とする特定環境保全公共下水道であり、私道枝線工事などを予算に計上しております。

○渡邊下水道施設管理事務所長 続きまして、4ページをお開き願います。

事務事業名2、管渠建設改良事業のうち、農集につきましては、主に農業集落を対象とする農業集落排水であり、非常用通報装置設置工事などを行うものでございます。

続きまして、3、処理場建設改良事業につきましては、水戸市浄化センターにおける汚泥脱水機のほか、電気設備の改築工事、また汚泥脱水機や汚泥濃縮機械設備の改築工事、さらには第4系反応タンク機械設備の改築工事などを行うものでございます。

○久木崎下水道計画課長 続きまして、4、流域下水道建設事業につきましては、那珂久慈流域下水道の設備改築などに伴う建設事業負担金でございます。

最後に5、合併処理浄化槽等普及事業につきましては、合併処理浄化槽設置等の補助金の交付などを行うものでございます。

以上が令和5年度の事業の内容でございます。

次の5ページには、A3の公共下水道に関する施工予定箇所図を添付してございます。

灰色で塗られた箇所は既に整備が済んでいる区域であり、赤色が令和4年度の施工箇所、青色が本年度の整備予定箇所でございます。後ほど御参照いただければと思います。

下水道部の主要事務事業の概要の説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○綿引委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の説明は終わりました。

それでは、内容について全般のところでお質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 それぞれ所管の説明を受けました。水戸市の今年の総予算が大体、全部ひっくるめてですよ、事業のほうは2,200億円くらいかなと、私記憶しているんですけども、皆さんの中で合計どのぐらいの予算が執行されるのかということが、ちょっと私の認識不足か分からない。

それと、それぞれの課において職員の定数というもののそれぞれ報告等がございましたよね。トータルすると471名ということになるのかなというふうに思います。その点、どうしても我々も、ほかの議員さんも、身近の支持者にやはり建設の問題を頼まれることが多いのかなというふうに思っております。福祉の問題やいろいろな問題もあるかと思っておりますけれども、やはりどうしても配水の問題とか、下水の問題とか、道路の問題とか、いろいろ建設に関わる住民の皆さんにとって議員というのは直接の関わりですから、県会議員と違いますから、市民対市会議員とのつながりというのは一番関わりが深いわけですよ。そういうことでいろいろ頼まれることが多いと思います。

今のその職員の定数、そういうものが、これは総務環境委員会のほうになるのかもしれませんが、率直に言って、皆さんの階がいつまでも電気がついていて、皆さんは管理職だから残業代はもらわなくてもいい。しかし、各課で会計年度任用職員というのを使っていますよね。それは何人ぐらい使っておって、その方はじゃどういう仕事をしているのか。窓口に行って全く分からなくて、それはできませんと、はなからはねられるという、そういうケースもあります。

ですから例えば、建設部ならば、会計年度任用職員は何人使っているのか、建設部は7課あるんですか、そうですね。それぞれの課に会計年度任用職員というのはいらるだろうと思います。これは職員が足りないから入れているんだと思うんです。職員を減らして会計年度を増やしている。そうと違いますか。率直に言って職員をもっと入れてほしいというような気持ちというのはないんでしょうか。言わば、会計年度である程度知識がある人を雇ったとしても、権限というのはその上の課長や部長のほうにあるわけですから、お客さんに対する対応がちょっとあまり好ましくないというようなお話しも私は耳にします。建設部においては、前のほうで上田課長でもいいし、大和部長でもいいし、全体で会計年度というのは何人いるのか。

それと都市計画部、水道部、下水道部、順々に答えていただきたい。

○綿引委員長 じゃ、各部ごとに。

大和部長。

○大和建设部長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

先ほど私のほうでちょっと説明しました職員定数、建設部のほうは135名です。実際、行政職員が121人、技能労務の職員が14人、あとそのほかに会計年度任用職員としては部全体で9名の方が従事しているというような状況でございます。

○松本委員 それはどこに配置しているの。9名がどこの課にいるかというのは分からないの。

○太田都市計画部長 続きまして、都市計画部でございます。

御質問のありました会計年度任用職員につきましては、部全体で10名でございます。各課の人数でござ

いますが、都市計画課が2名、建築指導課が5名、公園緑地課が2名、市街地整備課が1名、合計10名でございます。

○綿引委員長 塚部長。

○塚水道部長 水道部でございます。

職員定数114人で、会計年度任用職員につきましてはプラス2名でございます。内容につきましては、給水課に2名でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松葉部長。

○松葉下水道部長 下水道部でございます。

下水道部の職員定数は64名ございまして、会計年度任用職員につきましてはプラス4名でございます。下水道総務課に1名、下水道計画課に3名配置している状況でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 大和部長。

○大和建设部長 先ほどの集計のほうになります。先ほど私のほうで9名というふうなお答えをいたしましたんですけども、1名、すみません、産休の関係で復帰した方がいたものですから、今現在8名です。

内容なんですけれども、建設計画課で3名、道路管理課1名、河川都市排水課1名、建築課が1名、土木補修事務所1名、あと内原建設事務所が1名で、合計8名となっております。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 この会計年度は皆さんのそれぞれの課に何人かずついますよね。これで事業がスムーズに進んでいますか。ざっくばらんに言ってもらったほうがいいと思うの。だったら、夜遅くまで電気がついているのが皆さんの課か分からないんだけど、何かこう4階、5階辺りは明かりが一番遅くまでついているような気がするんだよ。それだけ職員の人数が足りないのかなと。だから、職員を減らして100億円浮いたとか、そういう表向きの話もあるようですけれども、その分、会計年度を増やしているということは、やっぱり職員が足りないんじゃないのかと思うんだけどね。今一番多いところで建築指導課が5名。こういう方は技術を持っている人なの。建築指導課って言ったら、やっぱりさ、建築基準法とかいろいろな知識を持った方を会計年度として雇っているんならば、有効に働いてもらえるだろう。まるっきり素人だったとしたら何も分からない。これはどういう職員さんを会計年度として雇っているのでしょうか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

建築指導課では5名の会計年度任用職員がおりますが、5人のうち、専門的な技術的な資格を持っている者は1名おります。建築士の資格を有している者が1名、ほかの4名は主に事務職員として行っておりまして、特段技術的な資格等は所有しておりません。

その建築士資格を持っている1名につきましては、主要事務事業で御説明いたしました資料の6ページの大きな5番の大規模建築物等耐震診断補助事業（通行障害既存耐震不適格建築物）の事業に――本年度から実施しておりますが――取り組んでもらっておりまして、主に既存建物の調査、そういった専門的な知識

を生かした事務に当たっていただいております。ほかの4名につきましては、窓口の支援として、まず一番最初に、窓口に来られたお客様に対してお話を伺って、専門的な内容につきましては相談の内容に応じて取り次ぐ役割ですとか、建築確認などは外部の機関で処理することが多いので、書面でのやり取りが非常に多くなりまして、その機関から送られてくる書類の整理ですとか、パソコンへの入力ですとか、あるいは窓口でも定型的に処理できるような各種の証明書の交付、そういったものも定型的な事務を抽出いたしまして支援をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 会計年度任用職員の皆さんは、職員とやっぱり対応の仕方が違うんだよね、会計年度というのは。何かそういう差があるみたい。そういう苦情を私は聞いております。

だからね、会計年度の職員はそういう基準がないから、窓口の受付というふうな仕事になっちゃうのかもしれないんだけど、どこの課もだよ。井原課長のところだけでじゃなくて、どこの課も。どこで使っているのかというのを一人一人聞きませんが、どうしてもお客さんが来る窓口を主にそういう人が対応しているのが多いのかなというふうに思うんです。

だから、ある程度教育をするなり、そしてそういう業務に当たっていただく。市民にしてみれば、会計年度だろうが、職員だろうが、対応が悪ければ水戸市の職員は悪いと、こうみんなに言われちゃう。その印象で。だから、皆さんがすばらしい課長さんであり、部長さんであり、立派な方なんだけれども、1人のために建築指導課が駄目だとか何とかだとか。あるいは、道路管理課が駄目だから駄目だと、結果全部が駄目になっちゃう。だから、要するに仕事をもう少し能率的にやるためには、会計年度任用職員では難しいだろうと。例えば技術屋さんでも入れるとか。今日は副市長もいないし、あまり言ってもしょうがないけど。まあそういうことのないように、皆さんがひとつ市民のために取りあえず頑張っていただきたい。建設部が一番やっぱり窓口としては多いのかなというふうに思っていますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それを聞くのは、私も非常に心苦しい。いい話を聞くのはうれしいと。かなりよくやってくれたよとか。職員の対応が悪くてつっけんどんにされたよとか、こういう話を聞きますよ。だから、皆さんのほうはよく指導をして、部長の口から職員にそういう指導をしてやっていただきたい。

委員長、それでいいです。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 建設企業委員会、初めてということもあるので、各部2つ、3つぐらいずつ、ちょっと端的に簡潔に聞きたいと思しますので、どうぞよろしくお願いします。

まず建設部ですけれども、道路管理課さんの御説明を聞きました。道路ストックの総点検業務委託というのがあるんですが、これは一体何をするのかということを知りたいのと、よく市民から出されるのは、白線が消えてしまっているとか、一番下のゾーン30にしても、大分前にやったところは大分消えかけていたりする、何とかならないのかという要望をよく聞きます。そういったところはどの予算でやっていらっしゃるのか。交通量が多ければ当然消えやすいとは思いますが、そういった計画的に修繕されるようなこ

とになっているのか、なっていないのか、その辺をまず聞きたいというのが1点目です。

もう一つは、7ページの生活道路整備課で狭あい道路の御説明をいただきました。3億9,000万円が予算ですけれども、過去、令和3年度か4年度も見ましたが、全く同じ額でした。以前聞いたときに、整備に大体申請から10年以上かかっていたりとか、いわゆる待機しているのが80本以上あるとか、つまり今なかなかスピーディーに整備が進まないというようなことも聞いていたんですけれども、これをもうちょっと引き上げてやっていくというのが現実的じゃないのかどうかですね。市民要望からすれば、そうしたほうがいいんじゃないかというふうに常々感じているところなんですけれども、その辺はどういうふうに路線採択とか執行しているのか、その点をちょっと聞きたいと思います。

○綿引委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 ただいま田中委員から御質問いただいた事項についてお答えいたします。

道路ストックの総点検でございますが、具体的に道路ストックと申しますのは、道路の路面の状態であったり、それから道路附属物ということで、道路路肩にあります標識、あるいは交差点にある道路の照明等でございます。これらにつきましては、過去に高度成長期を中心に整備されていったものの経年劣化が進んでいるという状況がございます。効果的、効率的な維持管理を進めるため、総点検としまして現状の把握を地区別、あるいは路線ごとに行っているものでございます。

こうした現状の把握の結果に基づきまして、予防の保全計画というのを今後作成しまして、必要な補修、修繕を行ってまいります。

道路ストックにおきましては以上でございます。

○綿引委員長 高根所長。

○高根土木補修事務所長 すみません。それでは、田中委員の区画線の滅失等についての御質問にお答えいたします。

土木補修事務所のほうでは、建設部資料の10ページの5番、交通安全施設維持事業の中で、道路区画線標示工事37.5キロメートルという表示がありますけれども、こちらのほうにおきまして、区画線の滅失及びに舗装打ち換えによる白線の引き直しなどをあわせて行っております。

委員御指摘のとおり、市民から寄せられる区画線が見づらいという御要望に関しましては、重要路線であったりだとか交通量が多い、例えば、交差点の中で危ないような、そういう事故を起こすようなおそれがあるようなところを重点的に行っておりますけれども、基本的には計画的に随時進めておるという状況であります。

以上になります。

○綿引委員長 小田課長。

○小田生活道路整備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、道路整備予算額ですが、3億9,000万円の前年度と同じ金額、過去5年間も同じ金額で推移しております。課題としましては、用地買収において、相続等の権利と整理等に時間を要するケースもありまして、一概に予算が増えれば事業が進捗、解決するとは限りませんが、申請の代表者と現地調査をした上、測量作業に順次入れるように準備、調整をしておる状況でございます。

また、国庫補助金などの財源確保にも努めまして、整備に要する期間を短縮できるよう取り組んでおるところでございます。

以上です。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 頑張ってくださいと思っています。

都市計画部のほうですけれども、4ページに備前堀沿道地区の景観の形成というのがありますが、これ多分沿線の住宅の補助の話なのかなと思うんですけれども、私も近いのでよく通るんですけれども、率直に言って、路面とかもう20年以上たって非常に傷みがあって景観上どうなのかなと、率直に思うところもなきにしもあらずでありまして、石と舗装の座るところがあるんですけど、その石が大分破損しているところはアスファルトで埋めたりしてというような状況もあります。これは当然始まってから大分時間もたっているので、そういった全体のリニューアルというのか、個別の住宅の申請がなければ補助も執行されないんでしょうけれども、どうなのかなというふうに思うので、ちょっと考え方を聞きたいと思います。

それから15ページ、住宅政策課ですけれども、長寿命化をいろいろやっておられると思うんですが、率直に言って、空き室も目立つというのが現状なのかなと。若い人が入りやすい形でリニューアル、住宅に困窮していたりする方が入りやすい整備という意味では、風呂釜を最初からつけておくとか、いろいろやるべきこともあるのかなと思うんですけれども、これは基本的にそのいわゆる何というんですか、外側の屋根とか外壁とかというようなことなのかなと思うんですけれども、そういう例えば、単身者が入れる部屋が少なく、河和田と大山台でしたかね、もうすごくそこはいっぱいいっぱい、ほかはいっぱい空いているんですけど、単身者しか入れないとかということも現状としてあったり、エレベーターがないとか、いろいろその障害といいますか、あとるるあって、そういったもの全体の改修をしていくことも必要なんじゃないかなと常々思っているんですが、その辺の考え方をお聞きしたいなと思います。

以上です。

○綿引委員長 平澤課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの田中委員の御質問のうち、まず初めに、備前堀の景観についての御質問にお答えいたします。

まず、都市計画課で所管をしております都市景観形成事業につきましては、今、委員もおっしゃいましたとおり、これは基本的に沿道に建つ建物に対する補助でございまして、備前堀というものを生かした和風的な雰囲気が保てるように、そういったしつらえをする場合には市のほうも補助金を出しますよというところがございます。

ただやはり委員御指摘のとおり、建物だけではなくて、例えば、あそこですと柳がありましたり、石畳になっているところがございます。そちらにつきましては、この景観の補助金の中ではちょっと対象にはならないところございまして、部分的に壊れているようなところは、建設部と都市計画部で連携しながら修繕はしているところがございますが、具体的な整備計画的なものは現在ないところがございます。

今後につきましても、そういった壊れの状況とかそういったところを見ながら、うちのほうで対応はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 潮田課長。

○潮田住宅政策課長 住宅政策課です。

ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

市営住宅の修繕のほうでございますけれども、今年考えていますのは、屋根・外壁等の修繕工事等となっております。

先ほどの風呂釜等の整備につきましても、今いろいろなことについてもこの予算内で行っているところがございます。

また、エレベーターの設置につきましては、河和田住宅等でも古くなっているところもありますけれども、そちらについては、設置ができるか検討などは進めてございます。

空き家のほうで単身世帯のほうの面積が足りないんじゃないかということでございますけれども、現在単身者が入れる条件は、面積が50平米以下ということになってございますので、その辺についても現在、見直し等について検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 予算がついたものはぜひやっていただくと同時に、今言ったような要望についてもぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

下水道部ですけれども、先ほど説明いただいた2の管渠建設改良事業などは年次的にずっとやっておられますけれども、これによって普及率はどれぐらいアップするのかということと、あわせて、4ページに農集の非常用通報装置というのがあるんですけれども、これはそもそも何のためにつけるのかちょっと分からなかったもので、あわせてお聞かせいただきたいです。

○綿引委員長 川又課長。

○川又下水道部技監兼下水道整備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

下水道普及率につきましては、令和4年度までで80.7%でございます、令和5年度におきましては約7,000メートルの管路の整備を予定しております、令和5年度末の普及率は80.9%と、前年度比0.2%増になる見込みでございます。

○渡邊下水道施設管理事務所長 下水道施設管理事務所です。

ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

非常用の通報装置の機能でございますけれども、農業集落排水事業の処理施設、処理場が12か所ありまして、その処理場に自然流下で送れないところに関しまして、マンホールポンプという一時深いところから浅いところにポンプで汚水を上げまして、また自然流下で処理場までつなぐような装置であるマンホールポンプというものが存在してまして、約200か所ございます。そのマンホールポンプも電気で動いているんですが、非常用通報装置という機能でございますけれども、どうしても雷とかによって停電したり、電気会社による停電、定期的な点検もありますので、そういうときに自動的に通報しまして、この場所のポンプがこういう状況にありますよというところをうちの事務所のほうに通知してくる機能があるんですけれども、

そのものの自体を非常用通報装置と呼んでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 最後、水道部なんですけれども、有収率の話が4ページに出ているんですが、この4の有収率向上対策事業とか5の鉛製給水管解消対策事業の予算も過去ちょっと見てみると、3年間ほぼ同額なんです。それで、老朽化を上回るスピードで何か解消していかなければ、有収率は上がらないのではないかなと思うんですけれども、その有収率そのものは向上しているのでしょうか。その予算設定の何か根拠といいますか、基本こなす業務をしているということなのか、もう台帳上、年次的にここには古いのがあるとか、あるいは鉛製はここにあるのは分かっているのというようなことなのか、その辺の状況をお聞きしたいんですけれども。

○綿引委員長 川野輪課長。

○川野輪給水課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず有収率向上対策事業でございますが、これは水戸市内を48ブロックに分けておりまして、8年に一度回るような形で行っております。その中で予算というものを決めております。

鉛製給水管解消対策のほうなんですけど、これはある程度、年次計画をしておりまして、年間3,100件を目標として行っている事業となっております。

以上でございます。

○綿引委員長 畑岡課長。

○畑岡水道総務課長 ただいまの田中委員の御質問のうち、予算に対する考え方について御説明をさせていただきます。

ただいま給水課長のほうからあったように、鉛製給水管については、鉛製による水質の改善を図るべく事業として取り組んでいるところでございまして、その鉛製については、漏水の原因にもなり得るところで早期の解消に努めているところでございます。

有収率につきましては、若干微減の傾向にはございまして、令和4年度決算で言いますと88.1%、令和5年度につきましては87.5%を見込んでいるところでございます。

予算については、全体のバランスの中で鉛製給水管の早期の解消に取り組むための財源をしっかりと確保しながら、市民負担のない、市民への影響を抑えながら、実施できるように考えてございます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 すみません。その有収率、微減というのは上がったほうがいいんですよね。向上したほうがいいんですけども、微減しているというのは何か理由があるのでしょうか。

○綿引委員長 川野輪課長。

○川野輪給水課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

今年の1月末頃に例年になく寒波がございまして、凍結漏水が多発したことによる影響だと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 あと、ございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 この資料からではなくて、その他の今日の資料を配られたもので質問でもいいですか。

今日、入札結果が配られましたよね、建設企業委員会の所管のほうでね。これは一般と指名とありますけれども、指名競争入札の場合は、それぞれ課の横の連絡を取らないで自分のところだけで結局指名をしている、同じ日のやつね。こういうことは、何かルール上、庁舎の中でのルールというのは何もないんですか、これは。例えば、建設部がここを発注して整備をやると。そうしたら今度は下水道部も同じ日にそこを発注するよと。同じ業者がどっちも取っちゃうと、入札しちゃうという可能性というのはありますよね。バランスから考えると、誰もが公平公正にバランスよく取っているというのが地元業者の育成だと私は思っていますよ。

だから、同じ日に何個も取っちゃうというのは、これはそれぞれの課が指名をするから、一般競争なら別だよ。指名しているんだから、その辺のこう何か申合せというかさ、そういう会議というのは指名審査委員会か何かでもってないの。これ前も私言ったことがあるような気がするんだけど。

○綿引委員長 大和部長。

○大和建设部長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

水戸市で発注されます工事委託の指名についてですけれども、こちらに関しましては、毎週水曜日に入札審査会というものがあまして、そこで内容を審議されて発注するような形式になっております。

御質問の指名の重複等については、各課からの契約検査課のほうにその案件が上がりますので、その中で契約検査課のほうで情報収集して、重複指名とかそういった調整を兼ねているというふうな状況でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 だから、最初のほうでそれが上がるのは分かるよ。その前に指名審査委員会というのをやるんですよ。そういう中での重複の協議というのはされないの。

上に上げちまえばさ、金額によってはさ、それ誰が取るか分からないよ。だけれども、指名審査委員会の中でこっちも指名する、A業者、こっちもA業者、これはこっちもA業者というのは、指名した場合には、その業者が地域は別々としても、その可能性というのは十分あるでしょうよ。だから、そういう協議、横の連絡、バランス、地元業者の育成、そういうことの協議というのは、その指名審査委員会の中ではないの。

○綿引委員長 大和部長。

○大和建设部長 ただいまの御質問にお答えします。

入札審査会においては、各関係する部長さんが出席しているものなんですけれども、その中で案件について1件1件説明があります。それについての各工種ごとの指名の重複、例えば土木のAとかBとかで、Aはほとんど今ないんですけれども、そういった中でのその指名の重複というのはなるべくないように契約検査課のほうで最初に情報を収集して提出してくるもので、それを入札審査会にかけて報告しているような形になっております。やはりその中で入札のその重複とか、そういったものが何件かあった場合には質問等、事

務局のほうにそういった疑義に関しては質問しているところでございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 クラスの問題じゃなくて、その金額によってその審査会ってやるんじゃないの。Bクラスならいくらまでだから、業者は該当だとか。ほかの指名もこれはBだから、この業者は指名すると。そして両方が取るでしょうと、私は言っている。その業者が何らかの方法で両方取っちゃったら、このC業者が取れないでしょうという。地元の業者育成にならないでしょうというのが私が今話をしているんだけど、AとかBとか関係ない。そのクラスごとに指名審査委員会というのをやるんでしょうよ。今日はAクラスのこういう発注だよとか、何時からは今度Bクラスの発注だから審査会だよとか。今度はCクラスがこういう仕事があるから指名審査委員会をやりますよとか、こういうふうになっているのとは違うんですか。みんなAもBも一緒に審査会をやっちゃうの。それはどうなんだよ。そういうふうにやっているの。AからCまでのみんな一緒に、今日発注されるやつを一堂に集めてやっちゃうの、そこで。

○綿引委員長 大和部長。

○大和建设部長 ただいまの御質問にお答えします。

入札審査会のほう案件は、そうですね、一般競争入札、指名競争入札、それぞれ工事と委託というような形で毎週水曜日に執行されているものでございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 だから、毎週水曜日は分かっていますよ。その審査会にかけるのに、クラスごとに審査をするのか。みんな一緒にだんごでやっちゃうのか。そこなんだよ。俺は別々のときにやるべきだと思うんだよ。だから同じ業者が全部そこに入ってきちゃうと、入札の事業が違ってくるんだらうと思うから、両方取っちゃうんだ。こういうことも起こり得るでしょう。だから、その指名審査の在り方をやっぱり執行部のほうで検討してもらったほうがいいんじゃないのかなと思うの。水戸市に貢献度が高い、けれども、仕事が取れない。万が一災害があったら、指名業者だからみんな手伝え、出て来い。こうやるでしょう。だから、地元業者の育成というのは大事だから、平均バランスを考えて、発注ができるようにしてあげたほうがいいのかなと、そういうふうには私は思っているんです。そのことに関しては、答弁なしですか。

○綿引委員長 大和部長。

○大和建设部長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

お話があったとおり、その入札審査会で発注されるときには、やはりその各行政、工事のほうに平等に均等に行くように努めるのが私どもの務めでございますので、審査会の中でもそのような方向性で行くように私のほうからもちょっとお話ししたいと思います。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 指名をするんだから、それぞれの課が。AならAという業者を指名して、こっちでもAならAという業者が指名するんだ。それも同じ日に入札が行われると。そういうのって、例えば、だからさ、仮にだよ、こっちが取ったら、こっちは降りてもらおうとか、そういう方法って取れねえの。そしたら、やっぱり力とかさ、何かの力があって両方取っちゃうということはあり得るでしょう。それができなければ。したら、公平公正にならないんじゃないの。だから、やりたくても取れない業者さんもたくさんいるわけよ。

CだのBに。Aだって同じこと。

〔「そういう話があったということ」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 そうい話、その指名審査委員会というのは各部長あたりが出るの、メンバーというのは。各部長さんが出るんだろう。そしたら、そういう中で協議をして、今言ってくれちゃっているけど、これ前にも俺は言っているんだよね。だから、いつもこの入札結果を見るたびに俺がそう感じるの。どういうわけだか知らないけれども、その継続性とかさ、仕事だとかさ、何かそこに資材置場があるとかさ、ならそれ優先権で安く、ランダム方式というのけ。5,000万円以下はランダム方式になんのけ。俺、よく分からない。だから、そういう安くここに資材置場があるから、この目の前だからうちはこれでできますよというランダムで引き受けて、それで低い人を呼んで、何でこれでできるんだというのは事情聴取か何かやるんでしょう、多分。その人は頭から失格。前も全部何か失格になった仕事もあったよね、公共事業で。全員が失格。あれなんか何だったのか分からないんだけど。みんな引かかったんだよな、仕事が欲しいから。俺、大和部長にだけ言っているわけじゃなくて、そっちの松葉部長だの坏部長だの都市計画部長だの。潰れていく業者がありますよ、取れないから。真面目にやっても、転業している業者もいます。独占的事業者もいます。業者間のバランスが、業者間同士の何というの、いろいろなトラブル等もありましょう。その辺、部長さん方で、指名審査委員長の上のほうに座る人は誰よ。そうしたらば、少し協議したほうがいいんじゃないかなと私は思います。これ以上は無理でしょう。一応お願いをしておきます。

○綿引委員長 入札制度全体の在り方の云々にも関わってまいりますので、次回の委員会のところで各部ごとというのはちょっと難しいでしょうから、代表して少しまた答えをいただければということで、松本委員よろしいですか。

○松本委員 はい。

○綿引委員長 ありがとうございます。

以上で、各課の事務分掌及び令和5年度主要事務事業の概要についてを終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

初めに、水戸市営住宅等指定管理者の公募について、執行部から御説明をお願いいたします。

潮田課長。

○潮田住宅政策課長 住宅政策課です。

それでは、水戸市営住宅等指定管理者の公募について、都市計画部住宅政策課提出の資料により御説明いたします。

市営住宅等の指定管理期間が令和6年3月31日をもって終了することから、令和6年4月1日からの次期指定に向けて公募を行うものでございます。

1の現在の指定状況でございますが、指定期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日の5年間であり、管理施設は23団地、178棟、管理戸数3,570戸となっております。指定管理者につきましては、一般財団法人茨城県住宅管理センターでございます。

次に、2の次期指定管理の公募の概要でございますが、指定期間は令和6年4月1日より5年間とし、管理施設は23団地、178棟、管理戸数3,570戸となります。

業務内容につきましては、入居者の入居及び管理に関する業務、家賃等の収納業務、住宅、駐車場などの附帯施設の管理、保守点検、修繕などとなります。

また、指定管理料につきましては、上限額を15億8,530万円とし、年度ごとの指定管理料を年度協定により定めるものでございます。

公募に参加できる者につきましては、住宅管理能力、収納能力、点検・修繕能力を有する法人などの団体といたします。

次に、候補者の選定基準であります、表記のアからカの6つの観点により、水戸市公の施設の指定管理者候補者選定委員会において審査し、候補者を選定いたします。

裏面を御覧願います。

公募の予定でございますが、本日の委員会報告終了後、7月14日に水戸市のホームページにて指定管理者の公募について掲載を予定しております。7月14日の公募開始、説明会を経て、10月に選定委員会にて候補者を選定しまして、12月に議案提出となります。

最後になりますが、参考といたしまして、現在の指定管理制度導入の効果について記載しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○綿引委員長 それでは、内容について何か御質問等がありましたらお願いたします。

田中委員。

○田中委員 指定管理者の指定が、その入居者のためになっているかどうかというのがポイントなのかなと思うんですが、住宅に困窮していたり、経済的に困窮している方が入居者には多いと思うんですね。そうしますと、様々な相談、入居上の相談もさることながら、いろいろな生活支援とか福祉的な対応も、場合によっては必要なケースもあるんじゃないかなというふうに思います。

そうしますと、その指定管理者に任せるんじゃなくて、各課との連携を考えれば、市が負える責任を持つて行くべきではないかと、そういうふうに思うんですが。この今受けている住宅管理センターは、準公的なといいますか、そういう財団なんですけれども、今回はそれを継続ではなくて、あくまで一般公募するというふうになるわけなんですけれども、その場合、例えば、どういう業者が出てくるのか分かりませんが、そういった入居者の実情に応じた適切な対応ができるのかどうかというのもちよっと懸念するところであります。その辺はどういうふうに考えたらいいかということをお聞きしたいと思います。

それから、参考として、2ページに効果がいろいろ書かれておるんですけども、高齢者の安否確認コールとか、軽微な修繕というふうになっているんですけども、例えば、高齢者支援はどれくらい登録、あるいはその軽微な修繕というのはどの範囲なのか。つまり、市がやるべきものと指定管理者がやるべきものはどういうふうに分けているのか。年314万円を削減できたというふうになっているんですけども、これはどういう根拠なのか。つまり、市がやった場合と比べているのか、例えば人件費なのか、その辺がちょっとよく分からないのでお聞かせいただければと思います。

○綿引委員長 潮田課長。

○潮田住宅政策課長 ただいまの田中委員の質問にお答えいたします。

指定管理者の導入につきましては、民間の創意工夫によりサービスの維持向上及び管理運営の経費の縮減

など、施設管理運営の効率化が期待されるため導入しているものでございます。

先ほどの入居者からの相談でございますけれども、そういったものについても継続して相談体制ができるよう考えてございます。

次に、指定管理者制度の導入の効果ということでございますけれども、75歳以上の高齢者に対し、毎週安否確認コールをやってございます。それについては、希望者になっております。すみません、登録の数字についてはちょっと今資料を持ってきていないものですから申し訳ございません。希望者に対しては毎週行っているものでございます。

先ほどの年間の縮減の314万円でございますけれども、こちらにつきましては、水戸市が行った場合と指定管理者が行った場合の差でございます、人件費、事務費等の合計の数字になってございます。

以上でございます。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 考え方としては、やっぱりそのいろいろな候補者の選定基準がいろいろあるんですけども、住民に寄り添った管理というのは、公営住宅としては、普通の民間アパートじゃないわけですので、そういう観点がやっぱり大事ではないかなと、私は思うんですね。

ですので、公募要件、選定基準か、いろいろありますけれども、やっぱり総合的にその今の入居者に対して利益となるような形でやっぱりやるべきじゃないかなという意見を申し上げてまいりたいと思います。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 これまでもさ、あそこ何だっけ、大町の県の出先のところだよな。

〔「住宅管理センター」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 そうですね。今までそれをやっていたさ、よかった点と悪かった点とかあったかどうか。私は今までの流れの中で、その県の出先の指定管理者にお願いをして、私はそれでよかったのかなと思ってますけれども、悪かった点は何かありますか、不便な点。市の職員さんは逆に少し楽になるんじゃないの。以前よりは。こういう制度にしてからのほうが。いかがですか。

○綿引委員長 潮田課長。

○潮田住宅政策課長 ただいまの松本委員の質問にお答えいたします。

指定管理者の導入について、現在は茨城県住宅管理センターのほうで行っていただいておりますけれども、資料の裏面の参考のほうに書かせていただきましたが、こちらのほうに導入に対してのメリットを書かせていただいております。

アからオの主なものとして5つ書かせていただきましたけれども、緊急修繕など24時間の対応ができたか、75歳以上の高齢者に対して安否確認を行って、令和4年度については2名の方の救急搬送を行ったなど、こういったことが効果的によいものとしてございます。

課題とかマネジメントといたしましては、特にそんなにないんですけども、修繕が遅いとか、そういう話はあるんですけども、そちらについては、入居者で行うもの、市で行うもの等がございますので、そういったものについては、地域の自治会の方とお話し合いをしながら進めていっているところでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、ないようですので、次に、市営住宅明渡等請求訴訟事件の判決について、執行部から御説明をお願いいたします。

潮田課長。

○潮田住宅政策課長 住宅政策課です。

市営住宅明渡等請求訴訟事件の判決について、都市計画部住宅政策課提出の資料により御説明いたします。

本件は、令和5年第1回定例会におきまして、専決処分の報告をいたしました市営住宅等の明渡し及び家賃相当額の支払いを求めることについて、水戸地方裁判所へ訴えを提起したところ、判決が確定しましたので報告するものです。

の居住者に対しまして、当該市営住宅の建物を明け渡すこと。明渡し時期に至るまでの家賃相当額を支払うこと。訴訟の費用を負担すること。

以上の3点の判決と仮執行の宣言を求めたものであります。

判決の内容でございますが、原告であります水戸市の請求が全て認められたものです。

詳細については、記載のとおりでございます。

また、現在の状況であります。判決が確定しましたので、相手方に住宅の明渡しを求めています。

相手方につきましては、体調不良との申出もございましたので、体調の回復を待っているところでございますが、体調不良が継続するようであれば、福祉部門の協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 それでは、御質問等がありましたらお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 確かにこの方は、要するに明渡しの判決が出ているわけですから、何年滞納して幾らの金額があって、幾らの家賃に入っておるのか分かりますよね。そうすると、体調不良だから今は出られないという内容の説明かな。体調が回復したらば話し合っていくということなんだけれども、そうすると問題はそこの収入になりますよね。収入というのは何かあるの。なければ入ってられないよね。今までだって何か収入があったからそこから払っていたんでしょよ、滞納になるまで。独り暮らし。そうすると生活保護関係者。どういうふうになるのかな。そうしたらば、そういう方の場合だよ、申し訳ないけれども、生活保護のほうから家賃というのは差し引くんじゃないんですか。でも、これを支給するのと違いますか。そうすると、それ滞納ができちゃったということは、前から生活保護者ではなかったということですか。そこのところ、生活保護者になったと、いつからなったのか分からないけれども。課長、うなずいているから、そうなんだよね。そうしたらさ、これまでの滞納の金額をこれからの家賃プラスアルファで少しずつ多く差し引いて、その方を置いてあげるということはできないの。私は分からないのよ、どういう人だか。解決の道として、例えば、その人が出ていっちゃったならば、家賃は一銭も入らないよ、多分。そういう人ならば入らないと思

うよ。だから、それでは水戸市がまるつきり、幾ら滞納になっているんだか分からないんだけど、一銭にもならないよ、追い出しちゃったら。その辺はどっちが得策なのか、その辺はよく協議されたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 私も今、松本委員がおっしゃったのと同じことを考えていましたが、請求収支で74万1,765円というのが過去分なんですかね、そうなっているんですけども、その要するに所得が少なければ家賃は下がるので、これは多分、そういう申告がされていないがゆえのものなのか、ちょっと分からないんですけども、生活困窮して体調も悪い人に出ていけと言えば、早い話、路頭に迷っちゃうということになりかねないと思うんですよね。

ですから、まさにそういう福祉的な対応も含めたことが必要なケースなんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどういう考え方でこういう手続になっているのか。前の段階もちょっと詳しく分からないので、ちょっと御説明いただければと思います。

○綿引委員長 潮田課長。

○潮田住宅政策課長 ただいまの田中委員の質問にお答えいたします。

この方につきましては、もともと御両親が入居されていて、御両親が亡くなった後も住み続けている方でございます。ただこの方につきましては、御両親が入居している時点で入居の手続を取っていなかった不正入居者でございますので、地位の継承はできないということで引き続き住み続けることが難しい判定になる方でございます。

御両親が亡くなった段階で建物の引渡しのほうをお願いしたところでございますけれども、その後、こちらにその相手方が入居していることが分かりました。この方について、当初なかなか会うことができなかつたんですけれども、会うことができ、一応不正入居ということで退去していただきたいということでお話しして、当初は自主退去するということだったんですけども、その後、入った方と連絡が1年以上取れなくなったことから滞納額も増えてしまうということで訴えの提起を行ったところでございます。

その後、訴えの提起後に御本人さんにお会いしまして、今体調がすぐれない、仕事をなかなか行っていないということがあったものですから、今回の判決を受けましても、退去につきましては、体調回復を待つて対応するという考えで考えておりますので、状況によりますと福祉のほうと連携を取りながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 何というんですかね、地位継承というんですか。その親御さんがいるときに私も住みますと言えば済んだ話なんですかね、要するに。ただそれはその人がそういう手続を知らなかった可能性もあると思うんですけども、さっきから言っているように、空き家がいっぱいあるのにわざわざ追い出すのかという素朴な疑問もありますし、今のその方の生活状況からすれば、体調がよくないということであれば、判決は出ただけけれども、そういうふうに進んでいいのかという疑問のほうは拭えないので、その点は、私は断じ

て、こういう対応はすべきじゃないんじゃないかということをお願いして、終わりたいと思います。

○綿引委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、次に、水戸市民会館費用支出差止等請求住民訴訟事件の判決について、執行部から御説明をお願いいたします。

大森所長。

○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 それでは、水戸市民会館費用支出差止等請求住民訴訟事件の判決につきまして、泉町周辺地区開発事務所提出の資料に基づき、説明のほうをさせていただきます。

本件は、令和元年12月16日に水戸市民会館の費用支出差止めということで提訴されたものであり、請求の趣旨につきましては、この表の中段に示させていただいたとおり、泉町1丁目北地区市街地再開発組合に支払った泉町1丁目北地区市街地再開発事業費の補助金と負担金、それから保留床の取得費の返還を求めるとともに、泉町周辺地区整備事業、またその周辺で行われた水戸芸術館の東の地区の整備事業、新市民会館の整備事業に係る支出につきまして、水戸市長に対して損害賠償を請求するものでございました。

本件につきましては、令和5年6月15日に水戸地方裁判所におきまして、判決の言渡しがされまして、判決の内容につきましては、こちらの資料の下から2段目に記載させていただきましたとおり、原告らの請求をいずれも棄却する、訴訟費用は原告らの負担とするとの判決が示されたところでございます。

なお、現時点では、原告側から令和5年6月28日付で控訴状が提出されたということで、今後、東京高等裁判所にてまた審議されるということになってございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○綿引委員長 それでは、御質問等がありましたらお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 そうすると、今度は高裁に行っているいろいろな審議がされるわけですね。そうすると、水戸市側は控訴されたほうだから、その経費というのが、水戸市側のほうにも負担が出てくるわけですね。負けたら、それが全額負担されるんでしょう。負けるわけないとは思っていますけれども。でも、控訴されただけで水戸市の負担というのはどのぐらいの経費というのが、水戸市のほうで負担が出るんですか。

〔「それは分からないから」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 分からない、分からないの。その金額とかさ、いろいろなものによって大体推定というのはできるんじゃないの。できないの。これはじゃさ、どのぐらいの期間が要すると思いますか。

○綿引委員長 大森所長。

○大森都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

控訴状が提出されてからどのぐらいの期間かというようなことなんですが、一応、控訴状が提出された後、ある一定期間の中で、大体二月ぐらいの間に第1回目の口頭弁論が開かれるということなので、6月の下旬に提出されましたので、8月の下旬までにはまず1回は開かれます。その後なんですけれども、今までの過去の事例から言いますと、控訴の場合は大体5か月から半年ぐらいで終わっている事例が多いということなんです。内容の状況によって延びたりすることもありますので、一応参考までに大体半年ぐらいはかかる

んじゃないかというふうな形で見ております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 12月8日にさ、G7の内務・安全担当大臣会合が開かれるわけでしょう。そういう中にあって、こういうことが起きてしまったこと、残念だと思っているんですけども、この後は水戸市にどのぐらいの負担がここに生じてしまうのか。今後は分かった時点でいいですよ、教えていただければ。ただなら構わないんだけども、向こうも勝手にやっちゃっているだけだから。だけれども、やられた以上これは水戸市の負担にも関わってくる話です。万が一、仮に万が一でも、もしも負けたとしたら、かなりのお金をここに支出していかなければならない。そうするとこの支払いが止められる。それによって大変な問題が起きてきます。そういうことは考えたくはないんだけども。早めに本当は12月8日の前にでもさっぱりとして、そういう大事な会議が開かれればいいかと、私は思っていますけれども、ちょっとでも様子では難しいですね。後でまた何かあったら、委員長のほうにでも報告してもらって、お願いします。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 係争中で今後、東京高裁ということになるので一言意見だけ申し上げたいと思うんですけども、私も水戸地裁の判決を聞いたんですが、原告が言っていた、その当初の予算から非常に関連事業を含めて360億円になったという費用の問題、それから施設規模の問題、また施設内容等々、いろいろな論点があったわけですけども、率直に言って、被告から、市側から十分な説明がなく、そのことをしっかり問い詰める判決でもなかったかなと、こういうふうに私は感想を持っております。

ですので、東京高裁においては、また似たような論点で係争されるかも分かりません。分かりませんが、いずれにしても、当初1万5,000人を超える市民の署名もあって始まったことでもありますので、市は真摯にそういった様々な論点を明快に裁判で示していただくように求めながら、意見としたいと思えます。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、所管施設視察でございます。

本件につきましては、お手元に配付の日程案のとおり行いたいと思います。

本庁舎北側バス停前にバスを用意してございますので、全員協議会終了後に御参集をお願いいたします。

それでは、暫時休憩とします。

午前11時55分 休憩

—————所管施設視察—————

市役所発	13:40
千波湖周辺地区 パークPFI事業箇所	13:50～14:27
都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁新設事業箇所	14:39～15:03

---

[委員派遣後、会議を開かず]